

菊川市避難行動要支援者避難支援プラン

令和 6 年 3 月

菊川市健康福祉部福祉課

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 避難支援に対する基本的な考え方	1
4 用語の説明	2
5 避難支援の推進体制	3
(1) 避難行動要支援者支援班	3
(2) 福祉避難班	3
(3) 要配慮者支援班	3
6 役割分担	4
(1) 市の役割	4
(2) 避難支援等関係者の役割	4
(3) 避難行動要支援者自身の役割	5
第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有	6
1 避難行動要支援者名簿の作成	6
(1) 避難行動要支援者名簿の目的	6
(2) 避難行動要支援者名簿の対象者	6
(3) 収集する情報	6
(4) 対象者への同意確認	7
(5) 名簿情報の更新・・・	7
(6) 名簿の種類ごとの活用方法	7
2 避難行動要支援者名簿の提供と管理	8
(1) 避難行動要支援者名簿の提供	8
(2) 避難行動要支援者名簿の管理	8
第3章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成	8
1 個別避難計画の概要	8
2 個別避難計画の作成	9
(1) 個別避難計画の作成方法	9
(2) 個別避難計画の内容	9
(3) 個別避難計画の作成優先度	10
(4) 福祉専門職の協力による個別避難計画の作成	11
(5) 今後の作成スケジュール	11
3 個別避難計画の共有と管理	12
(1) 個別避難計画の共有の範囲	12

(2) 個別避難計画の適正管理	12
4 個別避難計画の確認・更新	12
第4章 災害時における避難支援等について	12
1 災害時における避難支援の考え方	12
2 避難支援の実施	13
(1) 市における避難支援体制	13
(2) 地域における避難支援体制	13
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制	13
3 情報伝達手段の整備	13
(1) 住民への情報伝達	13
(2) 避難支援等関係者との情報連携	14
4 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及	14
5 避難支援訓練の実施	14
6 安否確認情報の収集体制	15
(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集	15
(2) 避難支援者からの報告	15
第5章 避難所等における支援体制	15
1 避難所等における要配慮者支援体制	15
(1) 開設の周知	15
(2) 避難所運営委員会の設置	15
(3) 避難所生活での支援	15
(4) 避難所の要配慮者支援班と市の連携	15
2 福祉避難所の開設	15
(1) 福祉避難所とは	15
(2) 福祉避難所の利用対象者	16
(3) 福祉避難所の開設	16
(4) 福祉避難所の運営体制の整備	16

様式

様式1 避難行動要支援者名簿

様式2 個別避難計画

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち高齢者の死者数が約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったとの統計が報告されている。

また、近年の災害においても多くの高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。

こうした災害による犠牲を抑えるためには、総合的な取組が必要であるが、中でも、高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）の避難支援対策は不可欠であり、この備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。

本市は、風水害や地震による災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平成22年3月に「菊川市災害時要援護者避難支援計画」を策定したが、これを令和3年5月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の改正を受けた見直しを行い、「菊川市避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）」として改めて策定する。

2 位置づけ

「菊川市避難行動要支援者避難支援プラン」は、菊川市地域防災計画の「要配慮者支援計画」及び「菊川市地域福祉計画」に規定されている避難行動要支援者の避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 避難支援に対する基本的な考え方

市は、台風や洪水などの風水害や大きな被害を伴う地震が発生、又は発生の恐れがある場合には、様々な手段を活用し、迅速に災害情報の広報・伝達を行い、また、各種の災害対応を実施する。

しかし、災害発生時においては、即時の判断が必要であることも考えられ、公助（市や消防署、自衛隊等の公的機関による支援）に依存し受動的になることは適当でない。災害からの避難は「自らの命は自ら守る」ことが原則で、自助として普段から生活する地域の危険箇所や避難場所を認識し、いち早く安全な場所へ避難することが必要である。

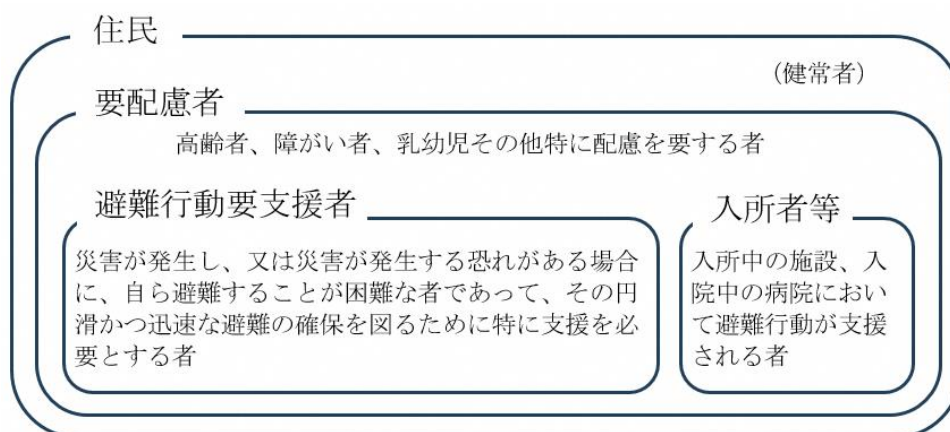
ただし、自ら避難することが著しく困難な避難行動要支援者の場合は、自助のみで対応しきれるものではなく、声かけや避難支援などを身近なところで行う「自らの地域は皆で守る」という地域の力、すなわち共助が欠かせない。日頃からいざという時の関係を築くとともに、誰もが同じく被災者となる可能性があることを踏まえ、自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員などの役員や委員のみに任せることなく、地域ぐるみの活動として取り組む必要がある。

また、市では、避難支援のための避難行動要支援者名簿を整備するとともに、各種避難支援等関係者（団体）と連携し、避難支援や啓発のための仕組みづくりを進めることで、余裕を持った避難行動が開始できるよう支援する。

4 用語の説明

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、性的マイノリティの者、日本語が理解できない外国人、旅行者等
避難行動要支援者	上記の要配慮者中、生活の場が自宅の者（施設入所者は対象外）で、自ら避難することが困難であり、避難所への避難行動の際に周囲の支援を要する者 【菊川市の避難行動要支援者名簿該当要件】 (1) 要介護度が3以上と認定されている者 (2) 身体障害者手帳の1級・2級を所持する者 (3) 療育手帳のA（A1・A2・A3）を所持する者 (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級を所持する者 (5) 75歳以上の高齢者のみで構成された世帯の者 (6) (1)～(5)の項目に準じる状態にある者などで避難支援を希望する者
要援護者	被災者のうち援護を必要とする者等 ※「災害時要援護者」という用語は、平成25年の法改正から「要配慮者」と「避難行動要支援者」に変更された。
避難支援者	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うよう努める者・団体等
避難支援等関係者	自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設・福祉サービス事業者等
避難行動要支援者名簿	A 平常時から地域に提供する名簿（同意者のみの名簿）
	B 災害時のみ地域で公開できる名簿（不同意者も含む名簿）
個別避難計画	名簿Aの掲載者について、災害時に避難支援を行う者・団体や避難誘導方法、避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとの計画

《住民、要配慮者（避難行動要支援者）の概念》



5 避難支援の推進体制

(1) 避難行動要支援者支援班

災害時に要支援者の避難支援が的確に実施されるよう、平常時から福祉課及び危機管理課による避難行動要支援者支援班を設置し、ワーキンググループを開催する。避難行動要支援者支援班は、避難支援等関係者に協力を求めながら、支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、情報の共有に努め、要支援者の避難支援対策を推進する。

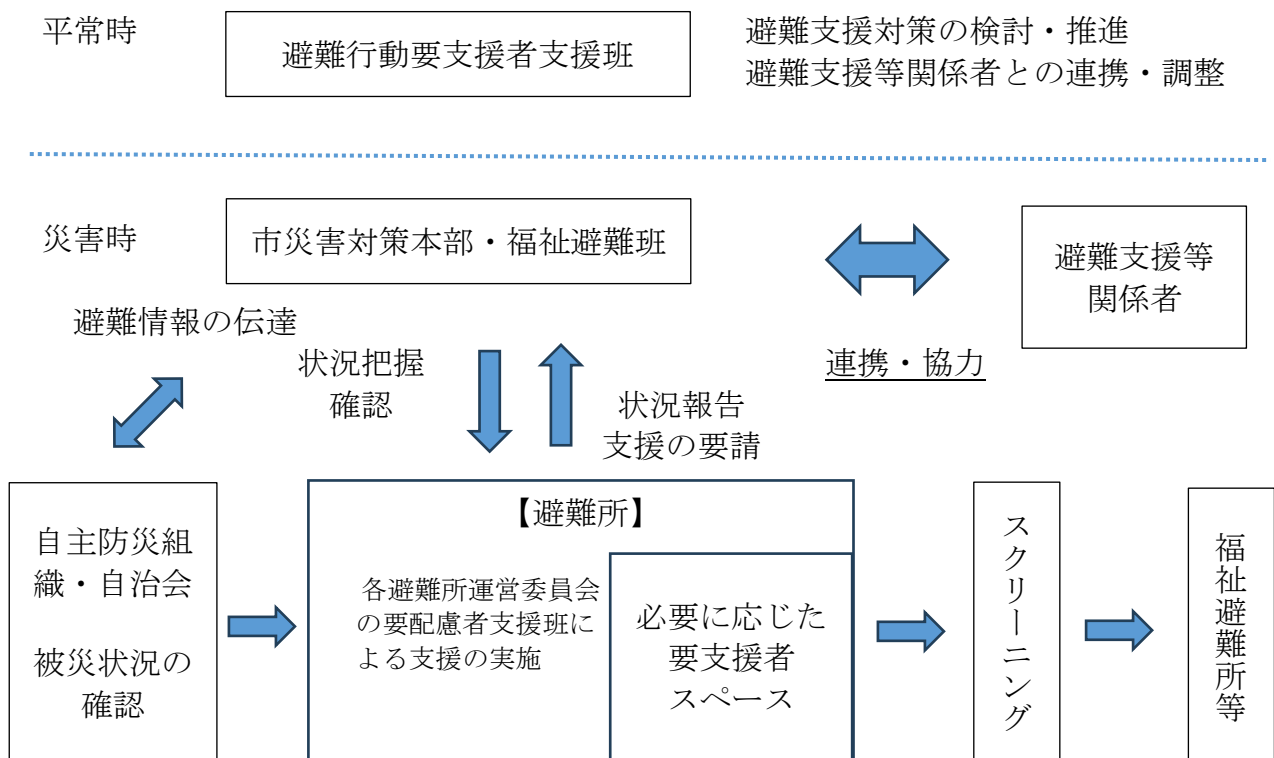
(2) 福祉避難班

災害時に、菊川市災害対策本部運営要領等に基づき設置される福祉避難班において、避難行動要支援者の安否確認や避難情報の把握、福祉避難所の開設・運営等の避難支援を行う。

(3) 要配慮者支援班

災害時、各避難所の避難所利用者や地域の役員等で構成する避難所運営委員会に、避難所における要配慮者の支援を行うため、要配慮者支援班を設置する。要配慮者支援班は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・子ども、女性・性的マイノリティ、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の避難状況やニーズの把握、支援や対策を行う。（詳細は菊川市避難所運営マニュアルを参照）

《推進体制のイメージ図》



6 役割分担

(1) 市の役割

	平常時	災害時
福祉課	- 避難行動要支援者名簿の作成・更新 - 名簿掲載者への避難支援のための情報を外部提供することの同意依頼 - 個別避難計画の作成推進 - 名簿管理システムの保守・更改 - 福祉避難所の運営体制の確保	- 避難・安否確認状況の把握 - 避難所の要配慮者支援班と連携した避難行動要支援者の支援 - 福祉避難班の開設・運営
	避難行動要支援者支援班として支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を実施	避難行動要支援者名簿B（対象者全員）を被災状況に応じて避難支援等関係者へ提供
危機管理課	- 避難行動要支援者名簿A（同意者のみ）を避難支援等関係者へ提供、避難訓練等での活用を依頼 - 避難行動要支援者名簿の共有 - 避難準備情報等の情報伝達体制の整備 - 避難支援対策等の普及啓発及び避難訓練の実施への助言	- 避難情報等の発令・伝達 - 避難所の開設指示 - 安否確認等の状況把握 - 各避難所の避難所運営委員会と連携した避難者支援

(2) 避難支援等関係者の役割

	平常時	災害時
自主防災組織・自治会など	- 地域での自主防災活動の実施 - 避難行動要支援者名簿対象者の把握への協力と共有 - 個別避難計画作成への協力	- 避難行動要支援者等への避難準備情報等の伝達 - 避難行動要支援者等の避難支援と安否確認、状況把握 - 避難所の運営 - 在宅避難者の把握と支援
民生委員・児童委員	- 避難行動要支援者の把握調査への協力 - 避難行動要支援者名簿の外部提供に関する同意への働きかけ - 個別避難計画作成への協力 - 避難行動要支援者名簿の共有	- 避難行動要支援者等への避難情報等伝達や避難・安否確認への協力 - 避難所の要配慮者支援班と連携した避難行動要支援者等の支援

菊川市 社会福祉 協議会	・避難行動要支援者名簿の外部提供に関する同意についての関係団体等への働きかけ ・互助・共助の推進 ・災害ボランティアの受入態勢の整備及び訓練の実施	・災害ボランティアセンターの設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整（避難所の運営支援など）
社会福祉 施設・福 祉サービ ス事業者 等	・施設利用者に対する災害時の対応方法の整備 ・個別避難計画作成への協力 ・福祉避難所の協定締結等がされている場合は、災害時の受入れ訓練等への協力	・通所者、入所者の避難支援 ・避難行動要支援者の受入（通所・入所） ・福祉避難所としての避難行動要支援者の受入れ協力 ・福祉避難所利用者への助言
居宅介護 支援事業 所・相談 支援事業 所等	・担当の避難行動要支援者等の見守り ・個別避難計画作成の支援・協力	・担当の避難行動要支援者の安否確認及び相談支援 ・必要に応じて、一時入所などのサービス調整の実施

- (3) 避難行動要支援者自身の役割
常日頃から自助として以下のことに取り組む。

地域の支援者（近隣住民） との関係づくり	・地域の支援者（役員等）の把握と積極的な交流、近隣住民への避難支援の依頼や働きかけ ・地域の防災訓練へのできる限りの参加
避難行動要支援者名簿への 理解	・任意である平常時から地域に提供する名簿への掲載同意に関する意義の理解 ・個別避難計画作成への協力
家族や支援者等との災害時 対応の検討	・災害発生時にどのような支援が必要かの確認 ・ハザードマップを使った危険区域の確認 ・災害時に必要な支援や案件を記載したカードの持ち歩きや救急医療情報キットなどの利用 ・非常持ち出し品等の準備（薬や医療器具） ・避難所、家族との連絡方法の確認 ・停電時対応の検討（医療機器など） ・マイ・タイムラインやわたしの避難計画の作成
住宅の安全対策	・住宅の耐震診断、耐震改修等 ・家具の固定、落下防止措置

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害発生時の迅速な避難支援のため、市の各部局や関係機関から収集した情報により、災害発生時に避難支援を必要とする人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 避難行動に配慮を要する者の把握
- イ 避難行動要支援者の把握調査及び個別避難計画作成
- ウ 災害時の安否確認及び避難誘導等の避難支援

(2) 避難行動要支援者名簿の対象者

市は、次に掲げる者のうち、生活の基盤が菊川市内の自宅にある者を避難行動要支援者とする。（施設入所者は施設にて対応）

	避難行動要支援者の基準	情報提供課
1	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者	長寿介護課
2	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	福祉課
3	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2・A3の判定を受けている者	福祉課
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45号第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者	福祉課
5	75歳以上の高齢者のみで構成された世帯の者	市民課
6	(1)～(5)の項目に準じる状態にある者などで避難支援を希望する者	福祉課 (自己申告)

(3) 収集する情報

法第49条の10に基づき情報収集を行う避難行動要支援者名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式1により作成する。

- ア 氏名（フリガナ）
- イ 生年月日（年齢）
- ウ 性別
- エ 住所（又は居所）

- オ 電話番号等（FAX番号、携帯電話番号）
- カ 所属自主防災組織・自治会
- キ 避難支援等を必要とする事由
- ク 連絡先氏名
- ケ 同居及び別居の表示
- コ 続柄
- サ 連絡先住所
- シ 連絡先電話番号等（携帯電話番号）
- ス 上記以外に避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 対象者への同意確認

市は、災害の発生に備え、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて、法第49条の11に基づき、あらかじめ当事者に同意の有無を確認する。

【手順】

- ① 4月上旬 市の保有する情報等による対象者名簿の作成
- ② 5月上旬 対象者への同意及び状況確認調査を郵送で実施
- ③ 5月～10月 返送された内容の名簿管理システムへの登録

(5) 名簿情報の更新

市は、住民異動などの情報を適時校正するとともに、同意の回答がない者への調査などを実施する。また、既に同意をした者の記載内容の確認として、毎年度、民生委員・児童委員による「高齢者世帯訪問調査」及び5年毎の郵送による状況確認調査を行う。

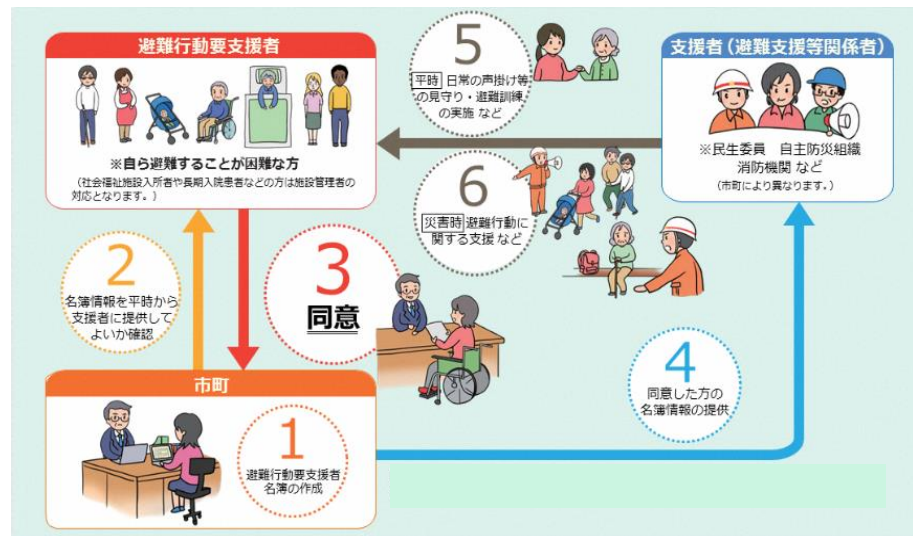
【手順】

- ① 5月～8月 民生委員・児童委員が実施する「高齢者世帯訪問調査」にて、避難行動要支援者の状況を確認
- ② 5月上旬 意思未確認対象者への状況確認調査を郵送で実施
- ② 5月～10月 調査結果の名簿管理システムへの登録

(6) 名簿の種類ごとの活用方法

名簿の種類	名簿A ※制度イメージ図の5	名簿B ※制度イメージ図の6
名簿掲載 対象者	避難支援者等関係者に対する名簿 情報の事前提供に同意した者	避難行動要支援者名簿の対象者全 員
活用方法	・ 平常時の防災訓練や避難行動支援のための見守り活動等 ・ 災害時の避難支援の確認等 ・ 個別避難計画の作成	・ 災害発生時又は発生のおそれがある場合の避難支援等

《制度イメージ図》



2 避難行動要支援者名簿の提供と管理

(1) 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、福祉課及び危機管理課において共有するとともに、同意者のみが記載された避難行動要支援者名簿Aは、毎年11月に自主防災組織・自治会、警察及び民生委員・児童委員へ提供し、地域の防災訓練等での活用を促す。

なお、災害の発生時或いは発生の恐れが高くなったことにより、避難行動要支援者の命を災害から守る必要が生じた場合には、対象者の全てが記載された避難行動要支援者名簿Bを、避難支援等関係者・関係団体へ提供する。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理

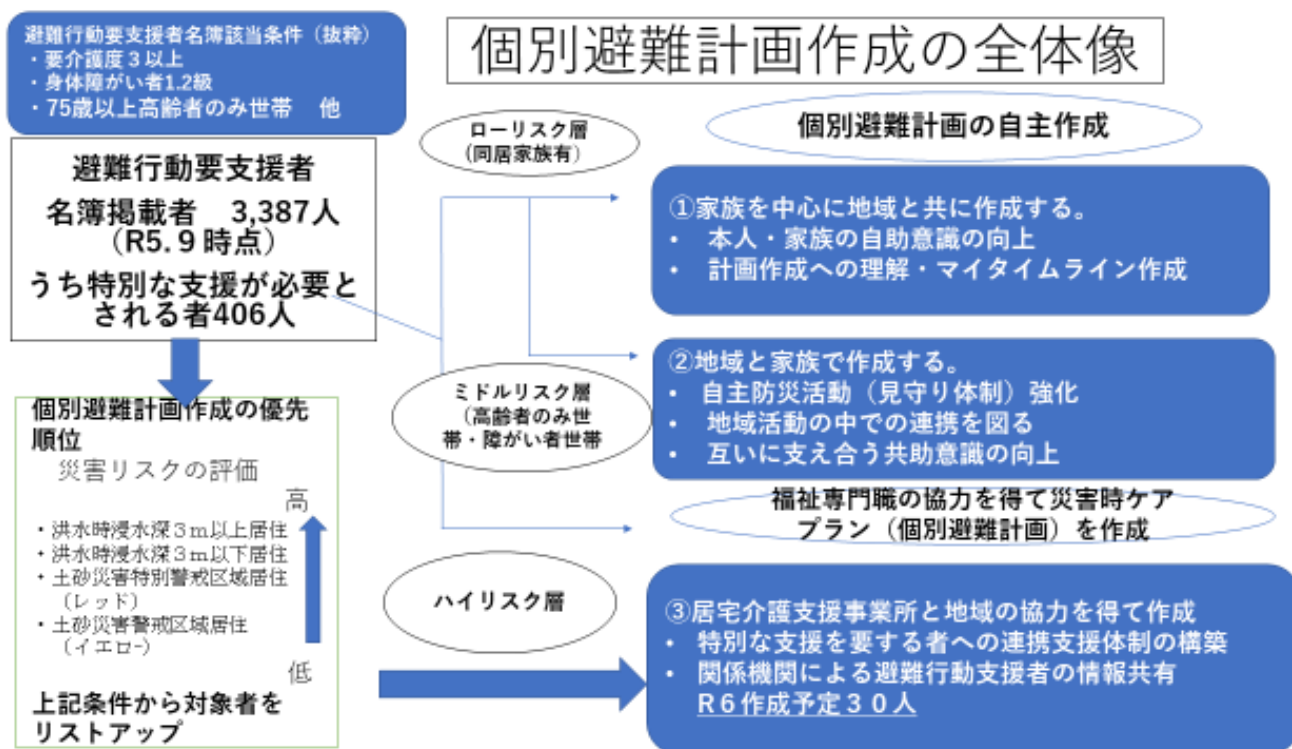
市は、災害時の状況を考慮して、避難行動要支援者名簿を電子データと紙媒体で管理する。その際、電子データは適切にパスワードの設定などによる厳正な管理をし、紙媒体の名簿は施錠できるキャビネットにて保管する。

また、名簿の提供を受けた者についても、法第49条の13により秘密保持義務を負うことが定められおり、正当な理由なく名簿情報に係る災害時避難行動要支援者に関する情報を漏らしてはならず、名簿の取扱いに注意を払い、必要以上に複製してはならない。

第3章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

1 個別避難計画の概要

個別避難計画とは、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、各人の事情に合わせ、あらかじめ避難支援者や避難場所、避難経路などを定めておく計画である。



2 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成方法

ア 市と避難支援等関係者が協力し作成する方法

市は、自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員、福祉専門職などの協力を得て、名簿Aに記載された避難行動要支援者の個別避難計画を作成する。なお、作成にあたっては、事前に当該者の同意を得ておくものとする。

イ 避難行動要支援者本人（家族）が作成する方法

避難行動要支援者や家族が、市や避難支援等関係者に協力を得ながら作成する。

(2) 個別避難計画の内容

個別避難計画の作成は、避難行動要支援者本人若しくはその代理人の参加のもと、避難支援者及び避難所、避難方法について確認する。

また、個別避難計画には以下の内容（法第49条の14第3項に基づく）を記載するものとし、**様式2**により作成する。

ア 居住状況

イ 避難支援等実施者（氏名又は名称、住所又は居所、電話番号等連絡先）

避難支援者は、本人の意思を考慮しながら、同じ班等のできるだけ身近な者から複数選定する。また、長期にわたり支援を引き受けられる人を選定する。同じ班等の中で避難支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者は、避難行動要支援者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

ウ 情報伝達の流れ

誰からどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段

を明記する。

エ 情報伝達での留意事項

「聴覚障がいがあるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

オ 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報やかかりつけ医療機関名等を明記する。

カ 避難誘導時の留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの本人の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

キ 避難先での留意事項

聴覚障がいがあるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

ク 避難場所・避難経路

略図又は地図の添付により避難場所までの避難経路等を示すとともに、「冠水の注意箇所あり」など、避難経路における注意事項等を記載する。また、人工呼吸器のような特殊な医療機器を必要とする場合などは、避難所への避難ではなく、福祉サービスなどの利用検討が必要である。

(3) 個別避難計画の作成優先度

国の取組指針では、個別避難計画作成の優先度を判断する基準として、次の3点をあげている。

ア 地域におけるハザードの状況（洪水・土砂災害等の危険度の想定）

イ 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

ウ 独居等（日中独居を含む）の居住実態、社会的孤立の状況

《優先度の基本的な考え方》

避難に支援が 必要な目安		地 域 の 災 害 リ ス ク		
		高	中	低
重 度	避難生活に専門 的な支援が必要 な方（入院や施設 入所も検討）	【公助中心】 ○専門職が対応しないと避難誘導が 困難 ○住民だけでの対応が困難		○個別避難計画 の作成優先度 は低いが、避 難・避難支援 について、備 えておくこと が大切
中 等 度	一般の避難所で の生活が困難（福 祉避難所の利用 を検討）			
軽 度	一般的な支援や 見守りで生活が 可能（一般の避難 所・在宅での生活 を検討）	【自助・共助中心】 ○地域の支え合いで対応していく ことが必要 ○個別避難計画の作成による備えが 有効		

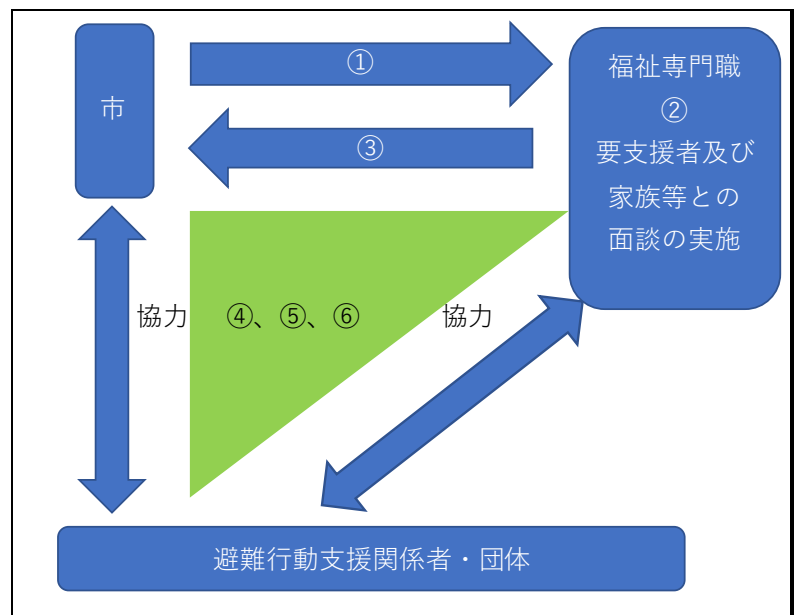
(4) 福祉専門職の協力による個別避難計画の作成

介護保険のケアプランを作成するケアマネジャーや、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送るための相談支援を行う相談支援専門員は、福祉専門職として日頃から多くの避難行動要支援者に関わりを持っている。

作成優先度から考えて、災害リスクが高い地域に住む重度の避難行動要支援者は、短期入所などの対応が必要となることが想定され、ケアプラン（サービス等利用計画書）での検討が可能なケースと考えられる。また、その他の地域に住む支援者のいない重度の避難行動要支援者等においては、福祉専門職は状況等をよく理解し、既に信頼関係もあることから、個別避難計画作成への参画が望ましい。そこで、令和5年度に福祉専門職の協力による作成の手順の検証を行った。

《個別避難計画の作成手順》

- ①市から福祉専門職及び要支援者へマイ・タイムラインの作成依頼
- ②福祉専門職、要支援者及び家族等と面談の実施
- ③計画（案）の作成
- ④自主防災組織・自治会・民生委員等の検討会の実施
- ⑤計画（完成版）の作成
- ⑥作成した計画に基づく避難訓練の実施

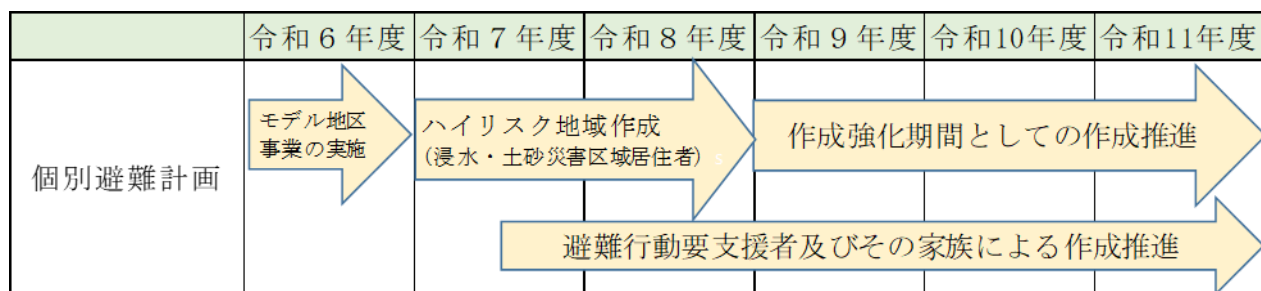


(5) 今後の作成スケジュール

個別避難計画については、令和11年度末に計画作成の未着手者がなくなるよう、優先度に従い、作成が開始されていない避難行動要支援者の計画から作成を進める。

また、この個別避難計画及び避難行動要支援者名簿の管理をするシステムについては、国の方針で令和7年度末までに自治体情報システムの標準化・共通化の実施が示されていることから、それに合わせ、現在のシステムをクラウド化できるシステムへ変更を行う予定である。その際には、容易にハザードの状況が確認できるなどの条件により、選定を行うこととする。

なお、避難行動要支援者とは、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」とされているが、現在の市が対象としている範囲では、避難に支援を必要としない者も含まれているため、避難行動要支援者名簿情報の外部提供に関する条例制定を行っていない。そこで、個別避難計画の作成を進めながら、地域から避難行動要支援者の範囲の考え方についても意見を聴取し、検討を行う。



※個別避難計画の作成がされない間は、民生委員・児童委員の協力により、マイ・タイムライン等の作成を推進し、災害時避難に関する啓発を行う。

※作成した個別避難計画は個人の状況変化によりその都度メンテナンスを行う。

※令和6年度のモデル地区事業により、地域での計画作成優先度について定める。

3 個別避難計画の共有と管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は市が保管し、副本は避難行動要支援者本人、避難支援等関係者（避難支援者及び民生委員・児童委員等）が共有する。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用してはならない。

また、個別避難計画の保管に当たり、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は、情報管理に十分配慮する。

4 個別避難計画の確認・更新

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別避難計画の内容について事前に確認するものとする。

また、市は自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員及び避難支援等関係者と検討しながら個別避難計画を更新していく。

個別避難計画の内容に変更がある場合は、保有する個別避難計画を修正するとともに、情報共有者に連絡し、個別避難計画を正しい情報に更新する。

第4章 災害時における避難支援等について

1 災害時における避難支援の考え方

市が避難誘導のために、警戒レベル3の「高齢者等避難」以上の避難情報を発令した場合には、避難支援等関係者は、必要に応じ個別避難計画に基づき、可能な範囲で避難行動要支援者への情報の提供、避難支援等を実施する。

ただし、避難支援等関係者及びその家族等の生命や身体の安全を守ったうえで、ということが大前提となる。避難支援等関係者は、あくまでも善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援等を行うものであり、その結果に法的な責任や義務を負うものではない。そのため基本として、まずは避難行動要支援者本人及びその家族が、日頃から避難行動について考え、準備しておくことが必要である。

2 避難支援の実施

(1) 市における避難支援体制

市は、防災情報の伝達方法の充実に努めるとともに、避難が必要な段階では、避難行動要支援者支援班又は福祉避難班において、地域からの避難支援に関する相談等に対し対応する。

なお、ボランティアとの連携については、福祉避難班が必要に応じて菊川市社会福祉協議会とともに体制を整えるものとする。

(2) 地域における避難支援体制

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、その記載内容に基づき、避難行動要支援者の避難支援及び安否確認を行う。

なお、個別避難計画に定めた避難支援実施者が何らかの理由で支援できない場合は、地区の自主防災組織へ連絡をする。また、これを自主防災組織で対応しきれない場合には、災害対策本部へ連絡をし、対応を依頼する。

また、避難行動要支援者の住居が倒壊している等、避難支援者のみで対応できない状況の場合は、避難支援者は、自主防災組織又は市の災害対策本部へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

日頃から、地域においては声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制

社会福祉施設・事業所として受け入れている利用者や施設の安全確保等を行うとともに、福祉避難所の指定を受けている施設においては、市から提供される防災情報等に基づき、避難行動要支援者の受入れのための準備を行い、迅速・確実な避難支援に協力するものとする。

3 情報伝達手段の整備

(1) 住民への情報伝達

市は、防災行政無線（同報無線の戸別受信機）やLINEなどのSNS、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、住民へ警戒レベルに応じた防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

また、発令された防災情報が、避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡や直接の訪問等、双方向の連携を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達手段>

ア 防災行政無線の活用（同報無線・防災ラジオ）

イ 市ホームページへの掲載

ウ 携帯電話メール（茶こちゃんメール）の活用・LINEなどのSNSの活用

エ dボタンへの掲載を含む放送事業者への情報提供

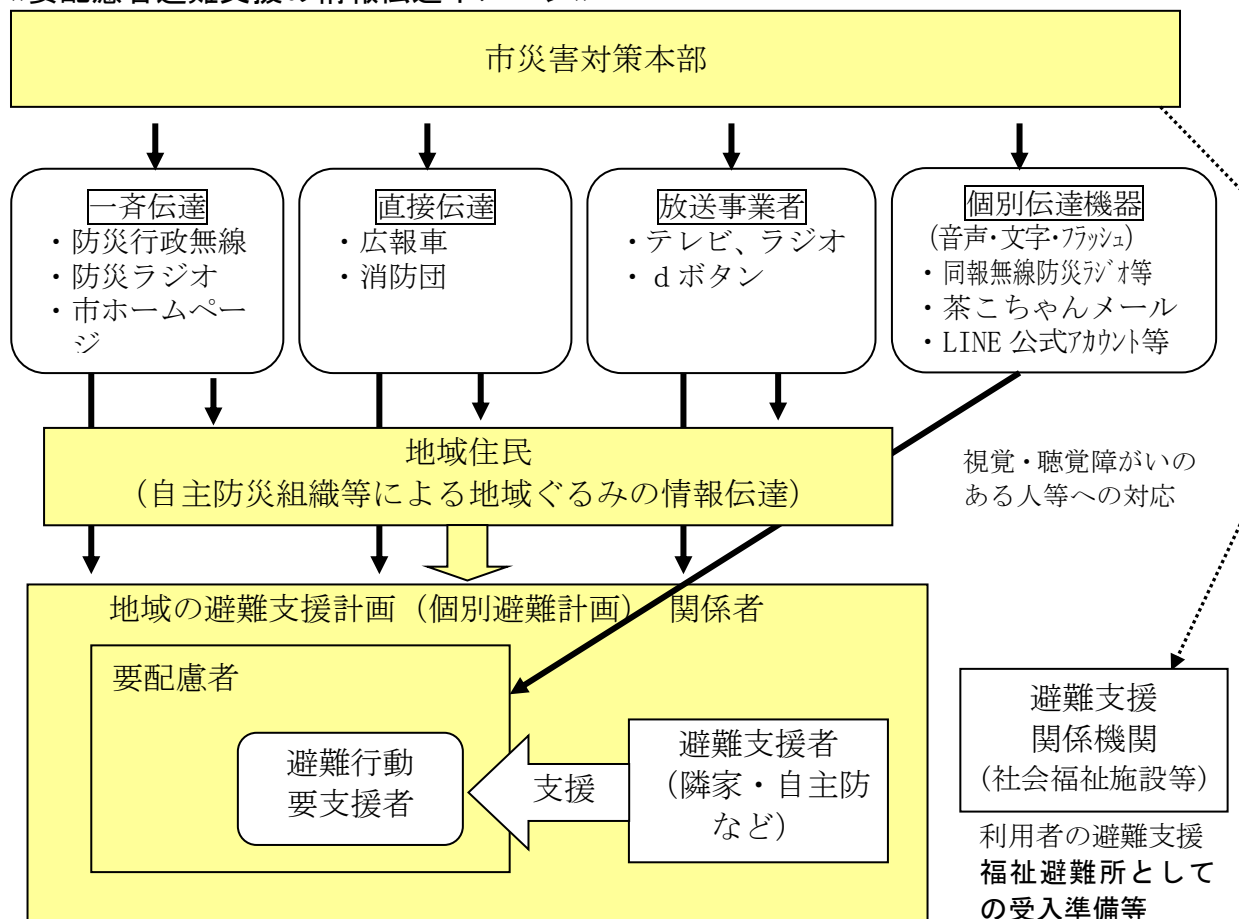
オ 広報車・消防団等による広報

(2) 避難支援等関係者との情報連携

市は、避難支援等関係者である社会福祉施設等の、施設を利用している者の安全確保の状況などについて把握する。

また、福祉避難所として指定している施設については、避難行動要支援者の支援体制を速やかに整えられるよう、防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者の支援体制の確保に努める。

《要配慮者避難支援の情報伝達イメージ》



(出典：菊川市地域防災計画資料 11-6 菊川市避難情報等の判断・伝達マニュアル)

4 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、本人及び家族、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者や障がい者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織・自治会等に対し、避難の考え方や避難行動要支援者情報の収集・共有、個別避難計画の必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援等について、広報紙やホームページ、説明会等を通じて普及を図る。

5 避難支援訓練の実施

市は、自主防災組織・自治会などの避難支援等関係者である機関に対し、地域防災訓練等において避難行動要支援者の避難支援訓練を実施するよう働きかける。

6 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない避難行動要支援者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、市は、災害対策本部の福祉避難班に安否情報収集窓口を設置し、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は安否情報収集窓口に報告するものとする。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制

(1) 開設の周知

市は、防災情報等に基づき避難が必要と判断した場合は、避難所の開設を行う。開設に当たっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所運営委員会の設置

被害状況により避難所の開設期間が長くなる場合には、各避難所において運営の仕組みや規則を整えるため、市行政担当者、施設管理者、地区の自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員などの地域の役員と、要配慮者を含む避難所利用者の数名などにより、避難所運営委員会を組織する。

また、避難所での要配慮者対応のため、避難所運営委員会に要配慮者支援班を置く。

(3) 避難所生活での支援

避難所では、必要に応じて要配慮者用の居住スペースを確保し、要配慮者支援班は、避難所運営マニュアルを参考に、避難所における要配慮者への配慮や支援を行う。

(4) 避難所の要配慮者支援班と市の連携

各要配慮者支援班は、要配慮者からの相談等に対応するとともに、要配慮者から要望のあった避難所で対応できないニーズについては、市の災害対策本部の福祉避難班へ相談及び要請をする。

また、要配慮者の身体状況等により、一般の避難所での生活が困難な場合は、避難所の要配慮者支援班から災害対策本部の福祉避難班へ、福祉避難所等での受け入れ要請を行う。

2 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所とは

災害対策基本法施行令第20条の6に、指定避難所の基準がさだめられている。第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設が一般の避難所であり、それに加え第5号の「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を滞在させることが想定されるもの」にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」にも適合する施設が福祉避難所である。

※内閣府令で定める基準とは、①要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること②災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること③災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

(2) 福祉避難所の利用対象者

要配慮者の身体状況等により一般の避難所での生活が困難である場合で、入院や介護福祉サービス・障害福祉サービスの短期入所などの利用が望ましい状況でないと判断されるときは、福祉避難所の利用対象者となる。

なお、福祉避難所は、要配慮者を介護できる家族とともに利用する施設であり、通常、当該施設において提供されているサービスを受けるものではなく、福祉の専門職からの助言等が受けられる体制を整えた避難所であることに注意すること。

(3) 福祉避難所の開設

市は、被災状況に応じて速やかに福祉避難所の開設準備を進めるとともに、一般の避難所からの要請に基づき受け入れる要配慮者を決定し、受け入れが可能となった施設から順次開設を行う。

なお、開設期間は災害発生日から7日以内（内閣府告示による）を目途とするが、状況に応じて福祉避難所としての機能が不要となったときに、必要な原状復帰を行い、福祉避難所を閉鎖する。

(4) 福祉避難所の運営体制の整備

市は、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するとともに、福祉避難所設置・運営マニュアルの見直しを行う。

また、福祉避難所の開設に当たり、福祉避難所と災害対策本部等との連絡・調整等を行う職員を配置し、ボランティア等の受入れ、物資や資器材の確保などを行う。

様式1

避難行動要支援者登録台帳（〇.〇.〇現在）

※取扱いには十分注意して下さい。

（自治会：〇〇、同意状況：〇〇）

令和〇年〇月〇日作成

No.	フリガナ		自宅電話		災害時に手助けが必要な理由 ①～⑦	連絡先氏名①		連絡先氏名②	
	氏名	住所	携帯電話	性別 年齢		同・別①	続柄①	同・別②	続柄②
			Fax番号			住所①		住所②	
			生年月日			自宅電話/携帯電話①		自宅電話/携帯電話②	
1									
2									
3									
4									
5									
6									

様式2

菊川市避難行動要支援者のための個別避難計画

計画作成日： 年 月 日

基礎情報	ふりがな 氏名					生 年 月 日	年 月 日	年 齢	性 別
	住所								
	電話					FAX			
	E-mail								
	家 族 構 成 ・ 同 居 情 報 等			居 住 建 物	建 築 時 期			構 造	
					耐 震 診 断			家 具 固 定	
					見 取 図	※寝室の位置、普段いる部屋等			
要 支 援 情 報	介 護 認 定	(認知症) 有・無							
	障害者手帳								
	そ の 他 留 意 事 項								
利用中の 医療福祉 サービス (学校園等 を含む)	介護保険/ 総合事業	サービス							
		事業所名						電 話	
	障害福祉/ 児童福祉	サービス							
		事業所名						電 話	
	医療機関	名 称						電 話	
家 族 等 緊 急 連 絡 先	①	ふりがな 氏名				続柄等		住 所	
		電 話			FAX			E-mail	
	②	ふりがな 氏名				続柄等		住 所	
		電 話			FAX			E-mail	
緊急時の 情報伝達									

特記事項	
------	--

避難誘導時の留意事項								
避難時携行医薬品等								
避難先での留意事項								
避難場所 避難経路								
備考								
避難支援等 実施者	①	ふりがな 氏名			続柄等		住 所	
		電 話		FAX			E-mail	
	②	ふりがな 氏名			続柄等		住 所	
		電 話		FAX			E-mail	
	③	ふりがな 氏名			続柄等		住 所	
		電 話		FAX			E-mail	

計画作成者：

令和 年 月 日

上記の内容について、誤り等がないことを確認しました。

氏 名

代理署名

(本人との関係)